

文書による事前教示制度のご利用案内

★ 事前教示制度とは？

事前教示制度は、輸入者の皆様やその代理人の皆様が行う輸入申告をサポートするものです。

★ メリット

事前教示照会を文書で行えば、以下のメリットがあります。

- ① 文書で回答が得られ、3年間、全国どこの官署でも、同じ取扱いが保障される。
- ② 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる。
- ③ 適正な申告、迅速な通関ができる。

★ 具体的には？

貨物を輸入する際には、税関に対し、納付すべき関税等を申告・納付します。関税額は、輸入しようとする貨物の課税価格に関税率を乗じて計算しますが、課税価格は、輸出入者間の取引形態により、また、関税率は、品目や貨物の原産地によって異なります。

このため、皆様が具体的に、輸入を予定している貨物について、

- ① 関税率表のどこに分類され、何%の関税がかかりますか？（関税分類）
- ② 複数の国の原材料で生産されているが、特惠税率は適用できますか？（原産地認定）
- ③ 売手に、生産設備や材料を提供したり、ロイヤルティを支払ったりしていますが、課税価格に含めるべきですか？（関税評価）
- ④ 減税や免税の適用を受けることはできますか？（減免税）

などにお答えします。

①



税表番号は...??

関税分類

②

● TPP11 協定に基づく 特惠税率は適用可能??



ベトナムでどら焼きを製造


メキシコ産小麦 ?%

米国産小豆 ?%

原産地認定

③

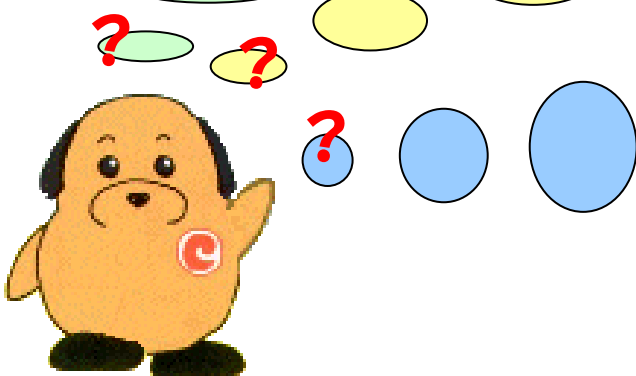
副資材の無償提供費用



ロマーク使用のため
支払ったロイヤルティ

課税価格に含める?含めない?

関税評価



★ 手続

「事前教示に関する照会書」(税関ホームページで入手できます。)に必要事項を記載し、下記の資料等を添付の上、各照会先に提出してください。

関税分類の場合:貨物の見本や写真・図面などの参考資料

原産地認定の場合:原材料明細表、製造工程表などの参考資料

関税評価の場合:取引の事実関係を証明できる売買契約書・仕入書等の関係書類

減免税の場合:貨物の見本、写真、図面等の書類

★ 問合せ先

大阪税関 業務部

〒552-0021 大阪市港区築港4-10-3(大阪港湾合同庁舎2F)

関税分類:関税鑑査官部門	06-6576-3371
原産地認定:原産地調査官部門	06-6576-3196
関税評価:関税評価官部門	06-6576-3358
減免税:通関総括第3部門	06-6576-3316

受付時間:平日 午前8時30分~午後5時

詳細及び照会書様式の入手は、こちらからどうぞ。

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>



★ 所在地案内



朝潮橋駅→

大阪メトロ中央線「大阪港駅」下車、1番出口から西へ徒歩約5分